

第1章

計画の策定にあたって

1 計画の目的

子ども・若者政策は、本市の持続可能性を高める重要な政策です。このことから、子どもが若者となり社会に羽ばたくまでを総合的に支援するため、令和2年3月に瀬戸市子ども総合計画を策定し、子ども・若者や子育てに関する施策の推進を図ってきました。

国においては、令和5年4月1日からこども基本法が施行され、こども家庭庁が発足し、こどもや若者に関する取組「こども施策」を総合的に推進するためのこども大綱が策定され、こども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会である「こどもまんなか社会」の実現を目指すこととなりました。市町村においてもこども計画を策定し、こども施策を推進していくことが求められています。

子ども・若者を取り巻く環境は、まだまだ多くの課題があり、その解決に向けては、子ども・若者やその家庭だけではなく、行政、学校、地域住民、NPO 団体、企業等と連携し、まちぐるみで取り組んでいくことが必要です。

そこで、本市が瀬戸市子ども総合計画に基づきこれまで取り組んできた施策を評価、検証し、新たな課題への対応も含め、本市の未来を担う子ども・若者の健やかな育ちを、まちぐるみで総合的かつ計画的に推進することを目的として、第2次瀬戸市子ども総合計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条における「市町村こども計画」と、既存の各法令に基づく以下の市町村計画と一体のものとして作成します。

- ・ 子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する市町村子ども・若者計画
- ・ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に規定する市町村計画
- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画
- ・ 子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画
- ・ 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律に基づく成育医療等に関する計画

また、こども基本法第9条第3項において、「こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。」とされており、こども基本法第10条第2項において、「市町村は、こども大綱を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。」とされていることから、本計画においても次に掲げる事項を含みます。

- ・ 少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- ・ 子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
- ・ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条第2項各号に掲げる事項

本計画は、瀬戸市子どもの権利条例に定める子ども総合計画であり、本市総合計画をはじめ、以下の計画等と整合を取り、策定するものです。

- ・ 瀬戸市総合計画
- ・ 瀬戸市子どもの権利条例
- ・ 瀬戸市地域福祉計画

さらに、本市の以下の計画と関連しており、連携して進めていきます。

- ・ 瀬戸市教育アクションプラン
- ・ いきいき瀬戸 21 健康日本 21 瀬戸市計画
- ・ 瀬戸市女性活躍推進計画
- ・ 瀬戸市男女共同参画プラン
- ・ 瀬戸市障害者福祉基本計画（障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画）
- ・ 瀬戸市自殺対策計画
- ・ 瀬戸市子ども読書活動推進計画
- ・ 瀬戸市緑の基本計画
- ・ 瀬戸市公共施設等総合管理計画
- ・ 瀬戸市公共施設個別施設計画
- ・ 瀬戸市保育所整備・運営計画 等

3 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間です。

4 計画の対象

本計画の対象は、妊娠期を含めた0歳からおおむね39歳までの子ども・若者です。また、子ども・若者の家庭や地域等も対象とします。

「若者」は、中学生年代からおおむね29歳まで（施策によってはおおむね39歳まで）の者としますが、「思春期（中学生年代からおおむね18歳まで）」の者は、子どもから若者への移行期として、施策により、子ども、若者それぞれに該当する場合があります。

また、「子ども」の表記について、本計画においては、法令に根拠がある語を用いる場合や固有名詞を用いる場合などの特別な場合を除き、「子ども」と表記します。

SDGsは、「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」です。2015年9月の国連サミットで採択された「我々の世界を変革する 持続可能な開発のための2030アジェンダ」で、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓い、すべての人にとってより良い未来をつくと決意しています。

さらに、このアジェンダは、「21世紀を生きる人と地球のための憲章です。そして、子どもや若者たちは、変化を起こす重要な主体です。ここに掲げる新たな目標は、より良い世界を創り出すために、彼らの無限の能力を持ち寄ることのできる土台となるでしょう。」と宣言しています。

本計画の推進においても、SDGsの目標達成に資するよう、意識して基本施策に取り組んで、より良い未来をつくりまします。

	<p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>		<p>すべての人々にとって、持続的でも排除しない持続可能な経済成長、完全かつ生産的な雇用、働きがいのある人間らしい仕事(ディーセント・ワーク)を促進する</p>
	<p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>		<p>各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>		<p>包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
	<p>すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>		<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
	<p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>		<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>